



島根県報

令和8年10月28日（水）

号外 第 107 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則（斐伊川神戸川対策課） 2

【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（企業局総務課） 2

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 3

【教委規則】

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課） 3

【人委規則】

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 4

公布された条例等のあらまし

◇島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則（規則第56号）

1 規則の概要

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行に伴う様式の整理（様式第1号その1・様式第2号その1関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第56号

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

島根県さくらおろち湖周辺スポーツ施設条例施行規則（平成23年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1裏面中

「

審判艇	1 艇／4 時間	770	
-----	----------	-----	--

」を

「

審判艇	15馬力	1 艇／4 時間	770	
	25馬力	1 艇／4 時間	1, 230	

」に改める。

様式第2号その1裏面中

「

審判艇	1 艇／4 時間	770		円
-----	----------	-----	--	---

」を

「

審判艇	15馬力	1 艇／4 時間	770		円
	25馬力	1 艇／4 時間	1, 230		円

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年10月28日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第4条の4を第4条の5とし、第4条の3を第4条の4とし、第4条の2を第4条の3とし、第4条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第4条の2 条例第5条の2第2項に規定する管理者が定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する当該職員に適用される給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額として算定されることとなる額が同項に規定する管理者が定める額を下回る職員とする。

第7条第6項各号中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の島根県企業局職員の給与に関する規程の規定は、令和8年4月1日から適用する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第9号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月28日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第5条の2 条例第6条の2第2項に規定する管理者が定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する当該職員に適用される給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額として算定されることとなる額が同項に規定する管理者が定める額を下回る職員とする。

第20条の2第2項中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この規程は、令和8年10月28日から施行し、この規程による改正後の島根県病院局職員の給与に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年10月28日

島根県教育委員会教育長 井 手 久 武

島根県教育委員会規則第18号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「1,080円」を「1,440円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務

手当に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年10月28日

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

島根県人事委員会規則第20号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「710円」を「950円」に、「1,080円」を「1,440円」に改める。

附則第 7 項の前の見出し中「特殊現場作業従事手当」を「原子力災害応急作業従事手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 8 条第 2 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。